

個人情報の域外移転に関する標準契約

弁護士 松本 亮
弁護士 松本 亮

PROFILE

中国の個人情報保護法第38条によれば、個人情報処理者¹が業務等の必要性により、中華人民共和国の域外²に個人情報を提供する必要がある場合には、①国家インターネット情報部門による安全評価の合格³、②国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機関による個人情報保護の認証、③域外の移転先との間で、国家インターネット情報部門が制定した標準契約に従い権利義務を約定した契約の締結、または④法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が規定するその他の条件を具備していなければならないとされている。

すなわち中国から域外に個人情報を移転しようとする場合には、いずれかの条件をクリアしていなければならないと規定されている。しかしながら、それらの条件が具体的にどのようなものであるかはこれまで発表されておらず、実態として不明確なままであった。

2022年6月30日、国家インターネット情報部門は、「個人情報移転標準契約の規定（意見募集稿）についての意見を求める通知」⁴（以下「本通知」という。）を発表し、同年7月29日まで意見を募集している。その意見を踏まえた変更の可能性はあるものの、上記③の標準契約がどのようなものか初めて公表された。なお標準契約は国家インターネット情報部門のHPにおいてダウンロードが可能となっている⁵。

個人情報処理者が個人情報を域外に移転する場合には、本通知に基づき、個人情報保護法第38条1項3号において規定される標準契約を締結しなければならず、個人情報処理

者が域外の移転先との間で締結する個人情報移転に関するその他の契約は、標準契約と矛盾・相違するものであってはならない（本通知第2条）。

どのような場合に標準契約を締結することで域外に個人情報を提供できるかについては、個人情報処理者が、①重要情報インフラ運営者ではなく、②100万人に満たない個人情報を処理しており、③昨年の1月1日以降域外に提供した個人情報の累計が10万人未満である、④昨年の1月1日以降域外に提供したセンシティブ個人情報⁶の累計が1万人未満であることの4条件を同時に満たす場合には、標準契約の方法によって域外に個人情報を提供することができる（本通知第4条）とされている。

ただ個人情報処理者が域外に個人情報を提供するためには、標準契約を締結するだけでは足りず、個人情報保護影響評価を自ら行い（本通知第5条）、標準契約の効力発生後10営業日以内に、所在地の省級レベルのインターネット部門に①標準契約及び②個人情報保護影響評価報告を提出しなければならないとされている（本通知第7条1項）。なお標準契約の効力発生後、個人情報処理者は即時に個人情報の移転を行うことができる（本通知第7条2項）とされ、届出を待つ必要はないとされている点は、実務に配慮したものである。

個人情報保護影響評価では重点的に以下の内容を評価するとされている（本通知第5条）。

① 個人情報処理者及び域外の移転先が個人情報を処理す

¹個人情報とは、電子的又はその他の方法で記録された、すでに識別され又は識別可能な、自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報は含まれないとされ、その処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等が含まれる（個人情報保護法第4条）。

²域外とは中国大陸を意味しており、香港、マカオ及び台湾を含まないと解されている。

³2022年7月7日データ域外移転安全評価弁法が成立し、同年9月1日から施行される。

⁴「国家互联网信息办公室关于《个人信息出境标准合同规定（征求意见稿）》公

开征求意见的通知」

⁵<http://www.cac.gov.cn/cms/pub/interact/downloadfile.jsp?filepath=ZBWvETi1XzcBKtOlKqelkNWsfhGelg4HaCS/-O8rDMYVEeUw6HeMQ7bhXabJgBzP9bQQx8qQAFy40SNhr6OODEJTCORI73kmCTdYOvdSjs=&fText=%E4%B8%AA%E4%BA%BA%E4%BF%A1%E6%81%AF%E5%87%BA%E5%A2%83%E6%A0%87%E5%87%86%E5%90%88%E5%90%8C>

⁶センシティブ個人情報とは、ひとたび漏洩し又は不法に使用されれば、自然人の人格の尊厳の侵害を引き起こしやすい、又は人身、財産の安全が損なわれやすい個人情報をいい、生物識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、行動履歴等の情報及び14歳未満の未成年者の個人情報が含まれる（個人情報保護法第28条1項）。

- る目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性、
- ② 移転する個人情報の数量、範囲、類型、センシティブ程度、個人情報の移転が個人情報の権益にもたらす危険
- ③ 域外の移転先が責任・義務を承諾し、責任・義務を果たすための管理、技術措置及び能力等が個人情報保護の安全を保障することの可否
- ④ 個人情報移転後の漏洩、毀損、改ざん、濫用等の危険、個人が個人情報権益を守るための方法を利用しやすいかどうか
- ⑤ 域外の移転先の所在する国家または地区の個人情報保護政策放棄が標準契約に対して与える影響
- ⑥ 個人情報の移転の安全に影響を与えるその他の事項

- ① 個人情報処理者及び域外の移転先の基本情報（名称、住所、担当者の姓名、連絡方法等）
- ② 個人情報移転の目的、範囲、類型、センシティブ程度、数量、方式、保存期限、保管場所等
- ③ 個人情報処理者及び域外移転先が個人情報を保護する責任及び義務並びに個人情報の域外移転がもたらすリスクを防止するために採用する技術及び管理措置等
- ④ 域外移転先の所在する国家及び地区の個人情報保護政策放棄が本契約の条項に与える影響
- ⑤ 個人情報主体の権利及び個人情報主体の権利を保障する方法
- ⑥ 救済、契約解除、違約責任、紛争解決等

では標準契約では具体的にどのようなことを規定する必要があるのか。本通知第6条によれば一般的に以下の内容を含むとされている。

標準契約がどのように具体的に規定されているのか。詳細は以下の一覧表のとおりである。

条文	項目	概要
第1条	定義	「個人情報」、「個人情報主体」、「個人情報処理者」、「域外移転先」、「監督機構」、「関連法律法規」等の定義が規定されている。
第2条	個人情報処理者の義務	個人情報処理者は以下の事項を保証・承諾する（抜粋）。 ①個人情報は関連法律法規に従って収集、使用等されており、域外移転される個人情報はその処理目的を実現するための最小範囲であること ②個人情報主体に対し域外移転先の名称又は姓名、連絡方法、添付1「個人情報移転説明」中の関連状況、個人情報主体の権利の方法及び手続について告知しており、個人単独の同意を得ていること。ただし関連法律法規により個人単独の同意を得る必要がないとされている場合を除く。 ③域外移転先が本契約の義務を履行できる技術や管理措置を採ることができると合理的な努力を通じて確保していること ④既に域外移転先に対して提供する個人情報について個人情報保護影響評価を行っていること
第3条	域外移転先の義務	域外移転先は以下の事項を保証・承諾する（抜粋）。 ①事前に個人情報主体の同意を得た場合を除き、添付1「個人情報移転説明」に従い個人情報を処理すること ②個人情報主体の要求に基づき個人情報主体に本契約の副本を提供すること ③域外移転個人情報の範囲は処理目的に必要な最小範囲とすること ④個人情報の保存期限は処理目的に必要な最短時間とし、期限経過後は個人情報を削除または匿名化すること ⑤技術措置や処理を行う者の秘密保持義務を通じて個人情報の安全を図ること ⑥個人情報が漏洩した場合適切な措置をとり、中国の監督機構に報告すること ⑦一定の条件を満たす場合を除き、域外の第三者に個人情報を提供しないこと ⑧個人情報の処理を受けた者が個人情報の処理を第三者に再委託する場合、事前に個人情報処理者の同意を得ること
第4条	当地の個人情報保護政策が本契約の約款に対して与える影響	合理的な努力を尽くしたが、域外受領者の所在する国家又は地域の個人情報保護政策・法規（個人情報提供の要求、又は公共機関に対して個人情報にアクセスする権限を与える規定を含む）が、域外受領者による本契約に定める義務の履行を阻む可能性については、依然として知り得ていないことを双方は保証する。 域外移転先は、最大限の努力を尽くして、個人情報処理者のために必要な関連情報を提供したことを保証する。 双方は、評価の過程と結果を記録しなければならない。

第5条	個人情報主体の権利	<p>双方は、個人情報主体に対して、第三者受益者として本契約における双方の個人情報保護義務を執行する権利を付与する。</p> <p>①個人情報主体は、関連法令に基づき、知る権利、決定権、他人によるその個人情報に対する処理を制限又は拒絶する権利、査閲権、複製権、更正又は補充する権利、削除権、及び自身の個人情報の処理ルールについて解釈説明を求める権利を有する。</p> <p>②個人情報主体がすでに越境移転された個人情報について上記権利の行使を求めるとき、個人情報主体は、個人情報処理者に適当な措置を講じて実現を求めることができ、又は域外受領者に対して直接請求することができる。個人情報処理者が実現できない場合は、域外移転先に通知して、実現のための協力を求めなければならない。</p> <p>③域外移転先は、個人情報処理者からの通知に従って、又は個人情報主体からの請求に基づき、合理的な期限までに、個人情報主体による関連法令に基づく権利の行使を実現しなければならない。</p>
第6条	救済	<p>域外移転先の組織内部に一人の連絡担当者を置かなければならない。</p> <p>域外移転先は、連絡担当者の情報を個人情報処理者に告知するとともに、簡単かつ分かりやすい方法で、個別の通知又はそのウェブサイト上で公告する形式により、当該連絡担当者の情報を個人情報主体に告知しなければならない</p>
第7条	契約解除	<p>①域外移転先が本契約の定める義務に違反したとき、個人情報処理者は、違約行為が是正されるまで、又は契約が解除されるまで、域外移転先に対する個人情報の伝送を一時的に中止することができる。</p> <p>②個人情報処理者は、域外移転先が本契約を遵守することが、その所在する国の法律の規定に違反することになる場合などの一定の場合に本契約を解除することができる。</p> <p>③契約解除のとき、域外移転先は、本契約に基づいて受領した個人情報を速やかに返還、廃棄処分又は匿名化処理したうえで、すでに廃棄又は匿名化処理したことについて監査報告を提供しなければならない。</p>
第8条	違約責任	<p>①双方は、本契約違反に起因して相手方に被らせた損害について、もう一方に対して責任を負わなければならない。</p> <p>②双方間の責任は、非違約当事者が被った損失に限られる。</p> <p>③いずれの一方も、本契約に違反したことに起因して、個人情報主体が第三者受益者として享受する権利を侵害した場合は、個人情報主体に対して責任を負わなければならない。個人情報主体は賠償を得る権利を有する。</p>
第9条	その他	<p>本契約が既に存在するその他の協議と矛盾・相違する場合には、本契約が優先して適用される。準拠法は中国法とする。</p> <p>仲裁又は人民法院での訴訟を、チェック方式で予め選択する形式になっている。</p>
添付1	個人情報移転説明	<p>移転する個人情報主体、目的、数量、類別、センシティブ個人情報の類別、域外移転先の提供先、移転方法、移転後の保存期間、移転後の保存場所、その他について、自由に記載する形式となっている。</p>
添付2	その他の合意事項	<p>白紙であり必要があれば記載する形式となっている。</p>

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。